

# 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 阪南福祉事業会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 本条第1項及び第3項にかかわらず、理事長に対しては、第4条第2項に定める毎月一定額の報酬及び賞与、退職手当を支給する。

## (報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事長の報酬月額が60万円とする。年間1千万円の範囲内において、賞与を支給することができる。ただし、本条第5項に定める報酬は支給しない。
- 3 理事長を除く、全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。
- 4 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 理事長を除く役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 6 第3条第4項で定める理事長の退職手当の額は、別表第2に定めるとおりとする。

#### (退職手当の減額等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、退職手当を減額又は支給しないことがある。

- (1) 退任に当たり、法人の信用を傷つけ、又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。
- (2) 在任中不都合な行為があり、解任されたとき。
- (3) 法人の経営状況の悪化等により、本人の同意を得たとき。
- (4) その他前各号に準ずる行為があり、評議員会の過半数が減額ないし不支給を適当と承認したとき。

#### (報酬の支給日)

- 第6条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。ただし、理事長の毎月一定額の報酬については、毎月15日に支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げるものとする。賞与を支給する場合には、毎年7月及び12月に支給する。
- 2 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後2か月以内に一時金として支給する。

#### (報酬の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
  - 3 死亡により退任した場合の退職手当については、その遺族に支払う。

#### (費用)

第8条 役員等に支払う交通費は、会議等への出席につき日額2千円を支払う。府外に在住する役員等の旅費については、自宅から会議等開催場所への実費額を支払うものとする。

2 その他、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

#### (公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### 附則

この規程は平成29年10月16日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和2年4月1日から遡及して施行する。

この規程は令和4年12月16日から施行する。

#### 別表第1 役員等の報酬の額 (第4条第4項関係)

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度：1人一律 1万円
常勤役員	該当者なし(職員としての給与が支給される者を除く)
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人一律 1万円
監事	監査の都度：1人一律 1万円

#### 別表第2 退職手当の額 (第4条第6項関係)

退職手当金額＝退任時の報酬月額(基本給)×在任年数(※1, ※2)×支給率1.5

※1 在任年数は、就任の月から起算し、退任又は死亡の月までとする。

※2 在任年数において、1年未満は切り捨てるものとする。